

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

奈良県人事委員会委員長 栗山道義

奈良県人事委員会規則第十九号

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

奈良県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年八月奈良県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「本庁又は出先機関その他の機関に勤務する」を削り、「別表第十一」を「別表第十二」に改める。

別表第十一の次に次の一表を加える。

別表第十二（第二条関係）

吉野広域行政組合の管理職員等の範囲

機 関	職 員
吉野広域行政組合	長 会計管理者 参事 事務局長 所長 施設長 事務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。